

松浦川流域懇談会 規約（案）

（趣旨）

第 1 条 この規約は、「松浦川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものである。

（目的）

第 2 条 松浦川水系河川整備計画に基づき、松浦川の川づくりを進めていくためには、より一層、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等との連携が重要である。
また、整備計画の内容についても自然的・社会的状況の変化や事業の進捗等に伴い見直し等が必要な場合もあるため、松浦川の川づくりにこれまで携わって頂いた方々と継続的に連携・協働することが重要である。
このことから、松浦川を流域一体として捉えた中での意見交換や情報が共有できる場として「松浦川流域懇談会」を設置するものである。

（組織等）

第 3 条 懇談会の委員は、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等で構成する。

（委員長）

第 4 条 1) 懇談会には、委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2) 委員長は懇談会を招集する。
3) 委員長は、懇談会の円滑な運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
4) 委員長が事故等の理由により出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（事務局）

第 5 条 懇談会の事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所調査課に置く。

（規約の改正）

第 6 条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

（情報公開）

第 7 条 懇談会および資料等は公開するものとする。

（その他）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、懇談会において定める。

（附則）

この規約は、平成 22 年 4 月 20 日から施行する。